

2022年度 社会福祉法人 京都ワークハウス 事業計画書

《 社会福祉法人 京都ワークハウス概要 》

1. 事業所名 : 上京ワークハウス（主たる事業所）
すてっぷ糸屋 （従たる事業所）
事業種別 : 就労継続支援B型事業所
定員 登録 : 定員40人（現員 41名／男 17名／女 24名）
2. 事業所名 : 上京ワークハウス
事業種別 : 指定特定相談支援事業
3. 事業所名 : グループホーム“あっと”
事業種別 : 共同生活援助、短期入所事業
定員 登録 : 定員4名+1名（現員 4名／女）
4. 事業所名 : グループホーム“まある”
事業種別 : 共同生活援助、短期入所事業
定員 登録 : 定員6名+1名（現員 6名／男）

5. 法人理念とめざすもの

法人理念

わたしたちは、障がいのある人が社会の中で力いっぱい働き・暮らし続けること支える事業を行います。

地域の方々と手を携え、地域福祉の向上に努めながら以下のめざすことに取り組みます。

めざすもの

- 一人ひとりの願いを大切に働く喜びをみんなで共感できる事をめざします。
- 利用者の社会参加を実現し、社会の一員として尊重されるように努めます。
- 障がいのある人や家族の願いをもとに豊かで安心して生きることができるよう社会資源の充実をめざします。
- 障がい者の権利保障を希求する多くの団体と連携・協力し、よりよい社会づくりをめざします。

I 事業・運営の基本方針

- ① 今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染の予防・対策に取り組み「利用者の命と健康、生活を守る」ことを第一に、事業・運営の継続に取り組みます。
- ② 組織内のガバナンスの強化、事業運営の透明性、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを行います。
- ③ 上京区社会福祉協議会をはじめ関係事業所や諸団体と連携し、福祉の充実に向け役割を果たします。
- ④ 利用者一人ひとりの社会的自立を支援していくため関係行政や医療機関・他の事業所等、諸団体との連携を進めていきます。
- ⑤ 2019年度より着手している『法人のこれから』については、引き続き職員・家族と理事者の懇談を継続します。
- ⑥ 後援会・家族会・きょうされんと力を合わせ、事業の継続及び発展、障害者の権利保障に向け取り組みます。

II 民主的な施設・事業所の運営・経営

- ① 利用者、家族、関係者さらに地域住民の理解と協力を得ながら施設の運営を進めていきます。
- ② 家族会の要望や意見を施設運営や事業に反映させ、一層関係を深めます。引き続き、個別相談の機会を設けます。
- ③ 職員個々の専門性や資質を高めるための研修や人材育成プログラムを確立し、利用者のニーズに応えていきます。
- ④ 職員の業務分掌や日常の取り組みを通して職員の育成に努めます。
- ⑤ 職員の専門性や資質を高めるための研修・教育活動を積極的に進めます。(虐待防止等 研修など)
- ⑥ 組織面では、今年度より管理者主任会議(各事業の管理者、サービス管理責任者、主任、副主任)を中心に職員が主体的に会議の場に参加し、相互に励まし高め支えあう事の出来る職場運営・集団づくりをめざします。
- ⑦ 施設経営の安定化めざし、予算編成や執行など財務事務の強化を図ります。業務委託をしている経理事務所との打合せの定例化、連携を強化します。

III 事業別計画

1. 就労継続支援B型事業所 上京ワークハウス・すてっぷ糸屋

- (1) 利用者を主人公とした実践を、一人ひとりの個別支援計画にそって進め、就労支援 活動、自立に向けた力を豊かにしていきます。
- ① 利用者の生命と健康、生活を守るための取り組みを進めます。日常生活における感染防止の取り組みや健康管理を行います。ワクチン接種等必要な手立てを早期に行えるように準備します。
 - ② 利用者の尊厳を護り人権を尊重し、個別支援計画に基づく実践を進めます。また、半年後にモニタリングを行い支援計画の遂行状況を確認し支援の内容の充実に向けて集団で検討します。
 - ③ 利用者の地域での生活を一層豊かにするための支援、連携をすすめ充実させていきます。
 - ④ 利用者の工賃アップ、就労のための支援、就労定着のための支援内容の充実を図ります。施設外

就労については、今後も取り組みながら諸団体との連携を強め、地域における協力、支え合う活動の新たな展開を進めていきます。

- ⑤ 祝日等の余暇支援（日中活動支援）を、希望者を対象に行います。
- ⑥ 記録の電子化による業務改善や効率化とともに、職員の情報共有を進めていきます。

(2) 地域に根ざし、地域に開かれた施設・事業所として理解を広げ充実させていきます。また、利用者、家族の実態や願いに基づき行政に対する要望活動を強めます。

- ① 行政はじめ関係機関・関係事業所・諸団体と連携を密にし、利用者の地域での自立を支えていきます。上京区障害児者生活支援連絡会・中部自立支援協議会などへ積極的に参加します。
- ② 家族会の開催を工夫し家族関係者との信頼関係を深めるとともに、地域での障害者への理解を広げる取り組みの充実を図ります。『これからの暮らし』をテーマに制度の学習や情報交流をすすめます。
- ③ 「ワークハウスつうしん」を地域へ戸配布し、障害のある人への理解者、支援者を広げます。また、ホームページを一層充実させます。
- ④ 地域関係諸団体や諸支援事業所との連携を密にし、制度改善に向けて地元行政、国に対する要望を強めます。きょうされん活動に積極的に取り組み、障害を持った人たちが安心して生活できる社会づくりを目指します。
- ⑤ 介護事業所と連携して、地域のお年寄り宅への配食サービスや、事業所前の清掃を行い地域住民へ貢献できる活動を行います。
- ⑥ 作業所を地域の会議等で使って頂く、地域との憩談の場・学習の場を設けるなど、地域に開かれた作業所を目指します。
- ⑦ 自然災害への対策について研究し、災害時の事業継続（BCP計画の策定）に取り組みます。

(3) 事業内容

1) 仕事内容

- ①蒸しまん製造 給食
- ②喫茶事業
 - 手づくり蒸しまん&カフェ “まんまん堂” （堀川商店街）
 - まんまん堂 café 咲あん （千本寺之内下る）
- ③ 下請け作業、(箱折り・ダイレクトメール・手芸用品の袋詰めなど)
- ④ 商品開発 (手づくり蒸しまん・ラスク等、廃油せっけん、縫製)
- ⑤ 出向 (蒸しまん販売)・施設外の就労の取り組み (介護事業所の配食事業、マンション清掃、駐輪場・駐車場清掃、聚楽デイサービス前清掃、仏具みがき、草引き (墓地) など)
- ⑥営業活動 (カタログ販売活動)

※感染拡大などによる通所事業の継続が困難な場合には、在宅支援に取り組みます。ご本人・ご家族の同意の上、在宅での過ごし方を一緒に考え、支援を行います。

2) 生活を豊かにする活動 (感染状況をみながら実施の有無の検討を行います。)

- ①自治会活動 自治会会合 (毎月1回) グループ別活動
- ②きょうされん利用者部会への参加

- ③地域生活をおこなう上での生活相談・支援
- ④ 歯科健診、健康診断の実施（年1回、2グループに分けて、あすかい病院）・予防接種の実施
- ⑤ 必要に応じて、医療機関の同行支援
- ⑥ 宿泊実習（ネーミングの検討）（ショートステイ利用者を除く希望者対象に年1回）
- ⑦ 避難訓練（年2回実施）
- ⑧ 余暇活動
- ⑨ 日帰り旅行
- 3）就労移行支援の取り組み
- ①一般就労を希望する利用者に対して、様々な関係機関と連携をとり、就労を支援します。
- 4）給食の提供
- ①水曜日（曜日は柔軟に）、希望者を対象に給食を提供します。（1食400円）
- ②月1回給食会議を開催。管理栄養士の指導・助言を受け、内容の充実を図ります。
- ③提供している給食の内容を家族にお知らせします。
- ④HACCPの実行、業務の見直し、改善を進めます。

2. 指定特定相談支援事業 上京ワークハウス

- (1) 本人が主体者として、働くこと・暮らすこと・余暇の過ごし方の願いやニーズを明らかにして、一人ひとりの良さや能力を引き出しながら、総合的なプランを作成します。とりわけ、『これからの暮らし』をどうしていくか、制度や経験に学び、具体化をすすめます。
- (2) 家族や関係機関とのつながりを大切に、当法人内の日中事業所やグループホームショートステイと連携して、支援をすすめていきます。他事業所や他資源との連絡調整を行いサービスの確保に取り組めます。
- (3) 中部自立支援協議会の相談支援部会の部員を派遣します

3. 共同生活援助事業 グループホーム “あっと” “まある”

- (1) 支援内容
- 1) 入居者の生活全般
- ①安全な生活の場の提供の為、引き続き感染防止に取り組めます。健康観察・消毒・換気・食事の提供時の配慮などの業務を徹底します。
- ②入居者と世話人との信頼関係を、世話人と担当者が密に連携をとりながら進めていきます。また必要に応じて個別に丁寧な生活支援を進めていきます。
- ③個別支援計画に沿って、ホームでの生活を作業所での日中活動・家庭での生活と継続した視点で、支援員と世話人が日常的に連携を取りながら、入居者の生活を援助していきます。（日誌の充実、こまめな点検や助言）
- ④食事、健康面での配慮を継続しながら、ホームでの楽しい時間、生活のメリハリ・役割を持って、日常的な習慣として獲得できるように、無理なく取り組んでいきます。特に健康面については訪問看護

や主治医との医療連携を強め、必要時に通院同行します。

- ⑤ご家族との連携を重視し、週末の生活への援助や、半年に1回のモニタリングで利用者・家族の要望にも耳を傾けていきます。
- ⑧ グループホーム“あつと”“まある”は、土曜日の開所を月1回継続します。

(2)体制と運営

1)世話人・生活支援員体制

- ①管理者・サービス管理責任者を軸に世話人集団を確立していきます。
- ② 世話人会議を2ヶ月に1回、定例化し情報の共有を行い支援につなげます。
- ③ 専門性や資質を高めるための研修・教育活動を積極的に進めます。(虐待防止等 研修など)世話人の確保、育成に力点を置いて、募集活動・体験を積極的に行います。
- ④世話人の日常的な悩みや提案事項をくみ上げられる工夫(日誌の改善・充実・交流会の実施など)を行い、世話人の定着と支援の質の向上(安全面 個別の支援 衣食住の改善)につなげていきます。
- ⑤ 利用者の生活環境の改善・充実を目指します。
- ⑥ご家族との交流の場を設けます。

2) 運営面

- ①専任職員の不在の状況ではありますが、管理者・サービス管理責任者ならびに担当職員と世話人が連携し、情報共有を行いながら日々の生活を支えます。
- ②ホームの感染防止に努め、ショートステイの受け入れも継続できるように取り組みます。
- ③グループホーム担当管理者会議を開催し、“あつと”“まある”の情報共有を行います。入所者の生活支援、世話人のシフト調整・感染対策・定期清掃の実施の確認を行います。
- ④BCP(災害時における事業の継続計画)策定及び、災害等緊急対応の整備(地震対策等)やマニュアル作成に取り組みます。
- ⑤支援記録のIT化、マニュアルの整備・世話人の業務改善に取り組みます。

3) きょうされんグループホーム部会、中部自立支援協議会グループホーム部会への派遣を行います。

4. 短期入所事業 ショートステイ “あつと” “まある”

1) 支援内容

- ①就労支援事業所からの日中の様子や留意事項等の引継ぎを行い、利用者が安全かつ安心して宿泊ができるように支援します。
- ②担当者同士でコミュニケーションをとりながら世話人へ利用者の様子などを引継ぎ、利用者のショートステイが混乱なく、スムーズに行えるよう進めていきます。

2) 運営面

- ①世話人会議や日々のやり取りの中で、情報共有しながら世話人の不安感などを緩和できるよう対応します。
- ②ご家族とは連絡帳や持ち物チェック表などを通して服薬や荷物確認などを行い、特に連泊の場合の荷物のミスが起こらないように世話人との引継ぎをしっかりと行います。